

第3章 ごみ処理基本計画

3.1. 基本理念

今日、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。このため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することは重要な課題であり、このために各主体がそれぞれの立場でさまざまな取組を進めていく必要があります。そして、今後より一層進んでいく超高齢社会に対応するため、市や市民、事業者の三者の協働によるごみ処理の取組を進めることが必要不可欠です。

また、平成27年9月に「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択されました。このSDGsは、平成28年から令和12年までの国際目標となる持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、このうち、「12 つくる責任 つかう責任」をはじめとして、「2 飢餓をゼロに」「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」の分野は特に本計画との関連性が高く、計画を推進することでSDGsの達成に貢献できると考えられます。

このようなことから、本計画の基本理念は「協働による持続可能な資源循環のまちさかい」とし、市民・事業者・市の協働によって本市の循環型社会の形成を推し進めるとともに、持続可能な社会づくりに貢献します。

基本理念

協働による持続可能な資源循環のまちさかい

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17のゴール

出典：国連広報センター

3.2. ごみ処理の基本方針

先に示した基本理念を実現するため、基本方針 1~4 を定め、市・事業者・市民の協働によって本市の循環型社会の形成を推し進めるとともに、持続可能な社会づくりへの貢献を図ってきました。

本計画は中間目標年度を迎え、坂井市脱炭素ロードマップ（令和 6 年 3 月）の策定等を踏まえて、基本方針 5 を追加し、各種施策の更なる展開を図ります。

基本方針 1 循環型社会の形成

廃棄物の発生・排出抑制、再資源化を図るとともに、適正処理を推進します

循環型社会の形成に向けて、発生・排出抑制、再資源化を図るとともに、発生した廃棄物は適正処理を図ります。またそのために市民、事業者の意識啓発に努め、協働して取り組みます。

基本方針 2 連携と協働による取組の推進

市民、事業者との連携を強化し、協働してさまざまな取組の実施を図ります

地域の集団回収による資源回収活動の活性化や民間事業者による資源回収の取組、河川や海岸の漂流漂着ごみの対策など、市が単体で事業を行うのではなくさまざまな主体が協働で進めます。

基本方針 3 事業の効率化の推進

収集体制などの見直しを通じた廃棄物処理事業の効率化を図ります

地域の実情にあわせた収集体制の構築、また特別集積地の見直しを図ります。

基本方針 4 社会状況の変化への対応

超高齢社会や自然災害の頻発など、社会状況の変化への対応を図ります

超高齢社会でのごみ出し困難者への対応や震災・豪雨などの自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の整備など、近年の社会状況の変化や気候変動に伴い必要な課題に対応します。

基本方針 5 脱炭素社会の実現

5R の徹底を推進し、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります

坂井市脱炭素ロードマップの推進および脱炭素社会の実現に向けて、一般廃棄物の適正処理や資源循環の観点から、5R（発生抑制、再使用、再生利用、断る、修理）の徹底を推進し、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減に貢献します。

3.3. 本計画の削減目標

① 国及び県の削減目標

本計画と関連する国及び県の排出削減目標を以下に示します。1人1日当たりのごみ排出量と最終処分量についての目標値がどちらの計画にも設定されています。

なお、各計画はこれ以外にも目標値が設定されていますが、本計画との関連性が高いものを抜粋しています。

また、国の循環型社会形成基本計画（循環基本計画）について、第四次循環基本計画では目標値として「1人1日当たりのごみ排出量」「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」が設定されていましたが、第五次循環基本計画では改定されたことで目標として表3-1に示しているものとなっています。

表3-1 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月策定）における目標値（一部抜粋）

指標	目標値 ^{注1} (令和12年度)
1人1日当たりのごみ焼却量	約580g
一般廃棄物最終処分場の残余年数 ^{注2}	令和2年度の 水準（22年分）を維持

注1)第五次循環型社会形成推進基本計画では基準値や削減量が示されていない。

注2)福井坂井地区広域市町村圏事務組合最終処分場が満杯になるまでの推定期間。現在埋め立てが可能なる量（残余容量）を令和2年度に設定した期間で維持するもの。

表3-2 福井県廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）における目標値（一部抜粋）

指標	目標値 (令和7年度)	削減率
総排出量（1人1日当たり排出量）	231千t (858g)	基準値：259千t（903g）（平成30年度） 28千t（45g）（10.9%）削減 （年：約4千t（約6.4g）（0.7%））
リサイクル率	21.0%	基準値：18.6%（平成30年度） 2.4ポイント（12.9%）上昇 （年：約0.3ポイント（1.8%））
最終処分量	24千t	基準値：29千t（平成30年度） 5千t（17.2%）削減 （年：約0.7千t（2.5%））

② 本計画における目標

目標値は、前計画策定時との継続性、福井県廃棄物処理基本計画の目標値を踏まえ、以下の3つの目標を設定します。

- ① 1人1日当たりのごみ排出量^{注1}
- ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量^{注2}
- ③ 最終処分量

注1 「1人1日当たりのごみ排出量」の算定方法

ごみの総排出量÷住民基本台帳人口÷年度の日数

注2 「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の算定方法

(ごみの直接収集量－(資源物の直接収集量＋集団回収量))÷住民基本台帳人口÷年度の日数

なお、本計画の目標値は、前計画策定時（令和2年3月）において基準年度を平成30年度とし、令和6年度の間目標値、令和11年度の目標値を設定しています。

今回の計画見直しに際しては、近年の排出実績を踏まえ目標値を見直し、全ての目標において年3%の削減を想定し、計画期間の10年間で30%の削減を目指します。

表 3-3 見直し前の目標値及び実績値（表 2-10 再掲）

指標	基準値 (平成30年度)	見直し前の 中間目標値 (令和6年度)	見直し前の 目標値 (令和11年度)	実績値 (令和5年度)
1人1日当たりのごみ排出量	875g	831g (-44g)	788g (-87g)	793g (-82g)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	719g	683g (-36g)	647g (-72g)	660g (-59g)
最終処分量	4,281 t	3,900 t (-381 t)	3,600 t (-681 t)	3,878 t (-403 t)

注)括弧内の数値は基準値との差

表 3-4 本計画の新たな目標値

指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	新たな目標値 (令和11年度)	目標値削減率
1人1日当たりのごみ排出量	875g	793g	613g	262g (30.0%) 削減 (年：約26.2g(3.0%))
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	719g	660g	503g	216g (30.0%) 削減 (年：約21.6g(3.0%))
最終処分量	4,281 t	3,878 t	2,996 t	1,285 t (30.0%) 削減 (年：約128.5 t(3.0%))

③ 将来推計と目標値の比較

本市の人口の推移の予測、及び人口減少による排出減に計画見直し後の排出減を加味した目標値（次頁）を以下に示します。

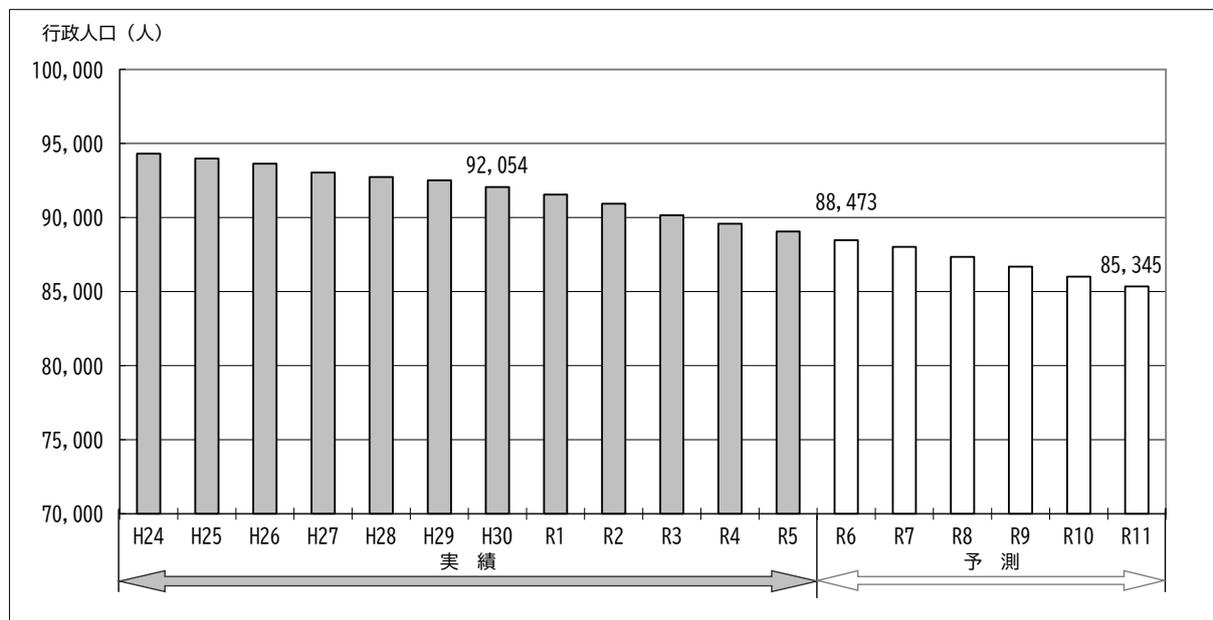


図 3-1 人口の推移

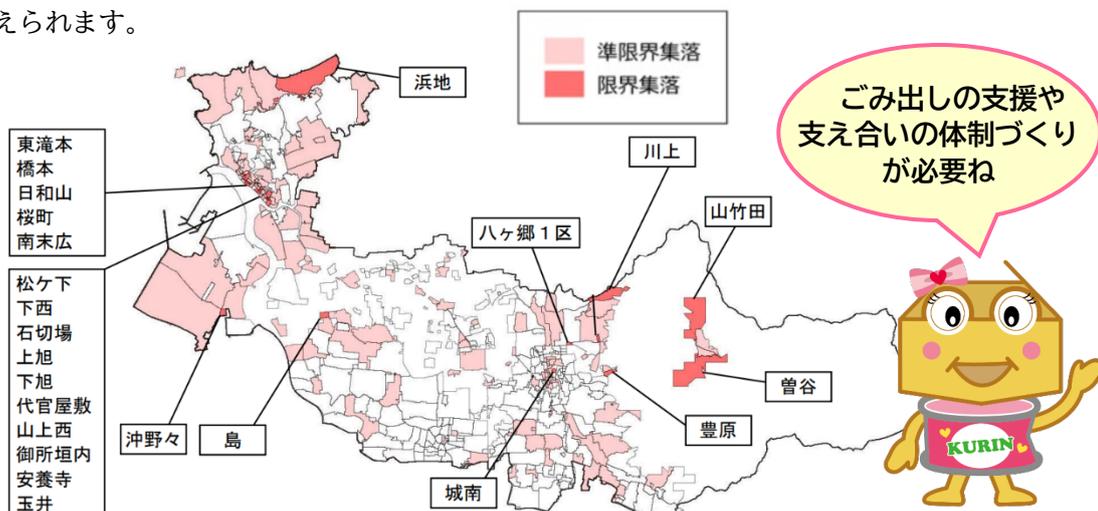
資料：住民基本台帳各年 10 月 1 日現在（実績値）

【人口の予測値について】

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」と同様の増減率で人口が増減すると仮定し算出した。

※参考 限界集落および準限界集落の発生状況（令和 6 年）

市全体で、24 区が限界集落、171 区が準限界集落に該当しています。今後も人口減少と少子高齢化が進行すると予想されるため、ごみ出しが困難な地区や住民が増加することが考えられます。



資料：坂井市人口ビジョン

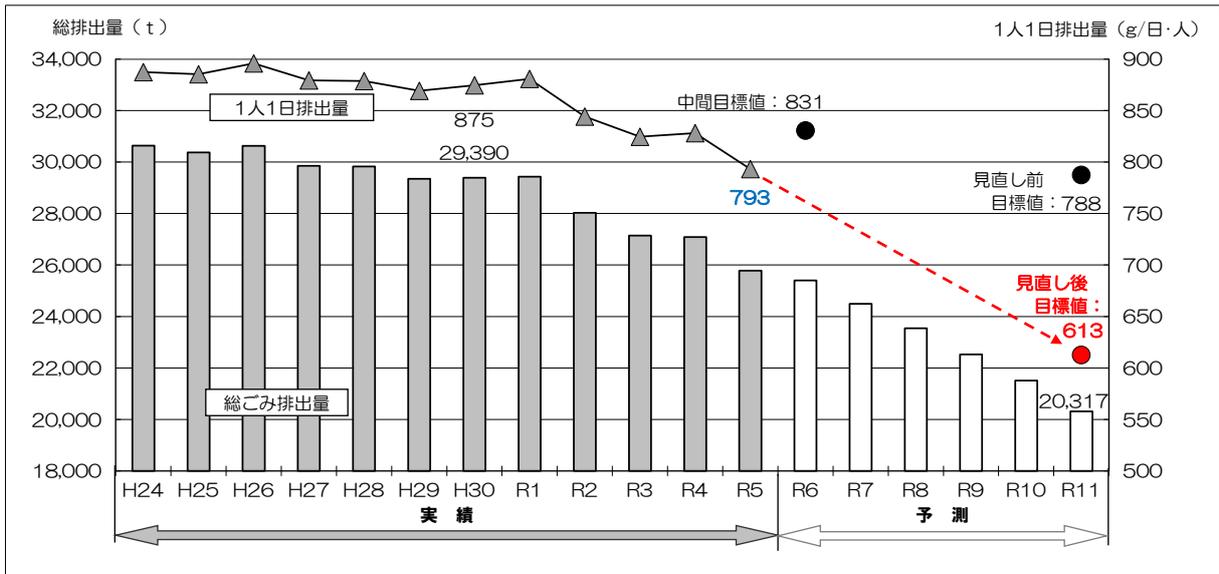


図 3-2 ごみ排出量の目標値

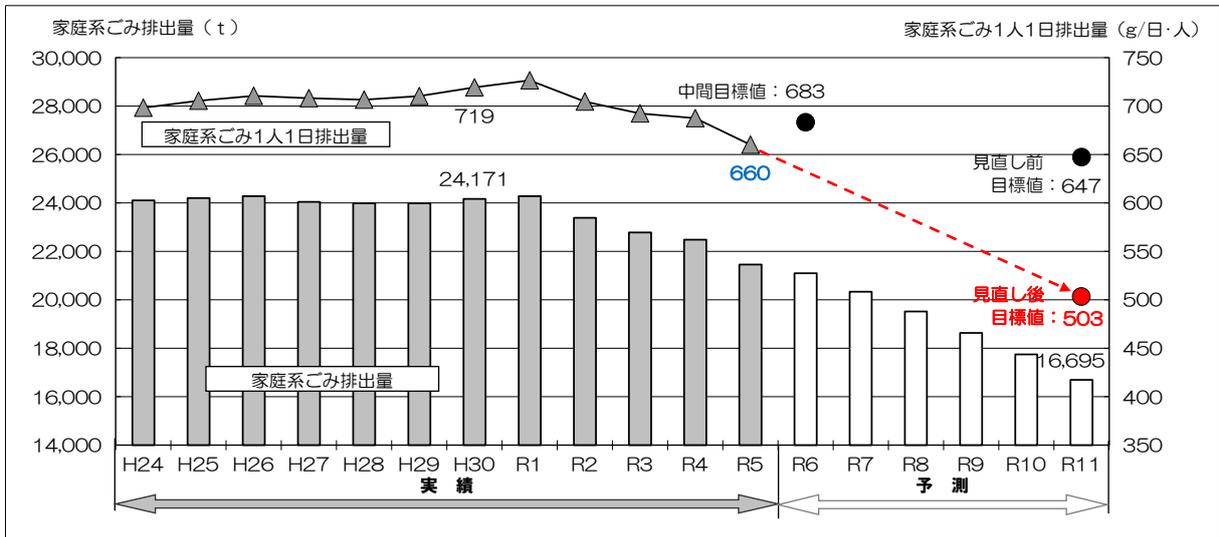


図 3-3 家庭ごみ排出量の目標値

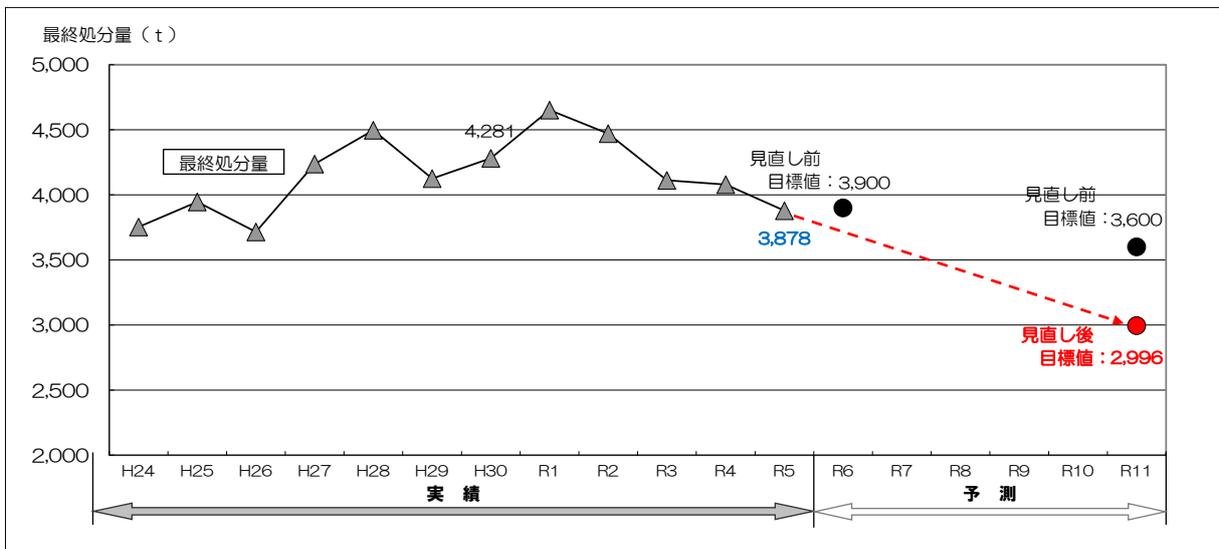


図 3-4 最終処分量の目標値

注) 図 3-2～図 3-4 における予測値は、平成 23～令和 5 年度の実績値より算出した推計値。

参考 家庭系ごみを160g削減するための取組目安

～ お茶碗1杯分の取組 ～

ここでは、家庭系ごみについて、令和4年度のごみ組成調査の結果（24～26頁参照）をもとに、令和5年度実績値660g/日・人から令和11年度目標値503g/日・人の達成（157g/日・人の削減、約160g/日）に一人ひとりがどの程度の削減取組が必要かを参考として示します。

●生ごみの水切りの実施

調理の際に発生する調理くずや残飯など食べ残しは、重量の約30%が水分といわれており、捨てる際、水切りを行うことで約10%程度の減量が可能となります。

《削減量》

家庭系ごみの約32%を占める食品廃棄物のうち、約77%が生ごみ

⇒生ごみは家庭ごみの約25%（32%×77%）

水切りによって2.5%削減（25%×10%）

⇒令和6年8月に実施した市民アンケート結果より、回答者の約66%が水切りを実施しているため1.65%削減済（2.5%×66%）とすると、

水切りによってさらに0.85%削減（2.5%－1.65%）

約5.6g削減（660g×0.85%）…①

●食品ロスの削減の実施

意識啓発を通じて、手つかず食品の7割削減を図ります。

《削減量》

家庭系ごみの約32%を占める食品廃棄物のうち、約23%が手つかず食品

⇒手を付けずに捨てられている食品は家庭ごみの約7%（32%×23%）

食品ロスの7割削減によって4.9%削減（7%×70%）、

約32.3g削減（660g×4.9%）…②

「生ごみの水切り」と「食品ロスの削減」で約37.9g削減

⇒お茶碗1杯（約150g）に例えると、約3分の1杯分



●紙類、プラスチック類の分別の徹底、集団回収、民間資源回収の活用

現在可燃ごみに含まれている紙類、プラスチック類のうち、リサイクル可能なもの（新聞・広告、容器包装、雑がみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の分別を徹底や民間事業者による資源回収を活用し、可燃ごみからそれぞれ 6 割の削減を図ります。

≪削減量≫

紙類（6割削減）

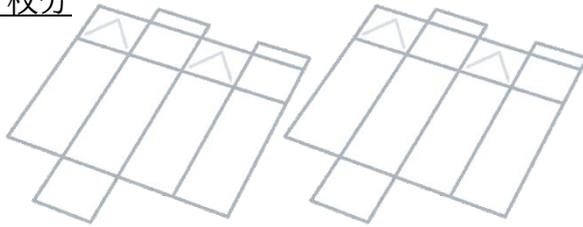
家庭系ごみの約 33% を占める紙類のうち、約 49% が資源化可能

⇒資源化可能な紙類は家庭ごみの約 16% (33%×49%)

分別徹底及び集団回収、民間施設利用によって **9.6%削減** (16%×60%)、

約 63.4 g削減 (660 g×9.6%) …③

⇒1,000 mlの紙パック（約 30 g）に例えると、
約 2 枚分



≪削減量≫

プラスチック類（6割削減）

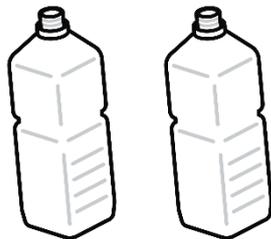
家庭系ごみの約 21% を占めるプラスチック類のうち、約 73% が資源化可能

⇒資源化可能なプラスチック類は家庭ごみの約 15% (21%×73%)

分別徹底及び民間施設利用によって **9.0%削減** (15%×60%)、

約 59.4 g削減 (660 g×9.0%) …④

⇒500 mlのペットボトル（約 30 g）に例えると、
約 2 本分



生ごみの 水切り	食品ロス 7割減	紙類 6割減	プラスチック 6割減
-------------	-------------	-----------	---------------

5.6g + 32.3g + 63.4g + 59.4g = 160.7g削減

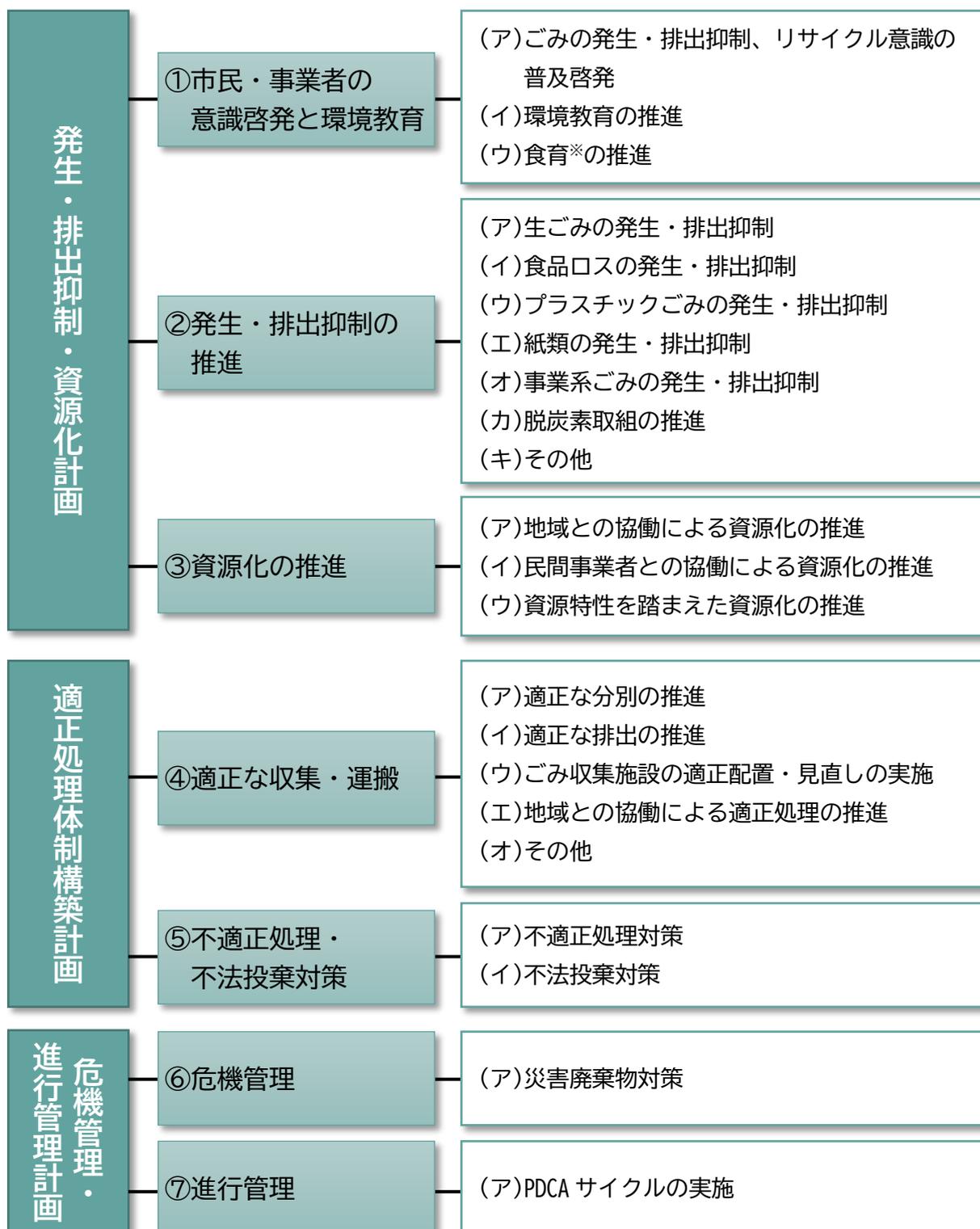
(①から④の合計)

目標達成!

3.4. 基本計画

3.4.1. 施策体系

本計画における施策の体系は以下に示すとおりです。



本計画の施策の体系図

3.4.2.発生・排出抑制・資源化計画

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
①市民・事業者の意識啓発と環境教育		
(ア) ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発		
◆各種情報発信及び意識啓発の推進 一般廃棄物の発生・排出抑制を図るため、ごみに関する市の取組やイベント、また、民間事業者による資源ごみの店頭回収の協力依頼を行います。これらは広報誌、ホームページやSNSを用いて情報発信を行います。あらゆる媒体を通じて市民および事業者へリサイクル意識の啓発を行います。	継続実施	継続実施
新規◆ごみチャレンジアクションの実施 市民が楽しみながら、少しの工夫でごみの減量化に取り組めるチャレンジ運動を展開します。 【市：◎ 市民：○ 事業者：○】	継続実施	検討・実施
(イ) 環境教育の推進		
拡充◆環境授業及び市民ワークショップの実施 循環型社会の形成を目指し、学校教育において、ごみや地域環境について学ぶ機会の充実を図るとともに、体験型親子学習 eco アクションや市民向けの環境学習講座、ワークショップなどを通じて、市民、事業者の5Rの意識を高めます。 授業への講師派遣や出前講座の開催、副読本の活用、処理施設等の現場見学などを行い、市民の積極的な参加を促します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】	継続実施	継続実施
	 ▲風力発電施設見学の様子	
(ウ) 食育の推進		
◆学校における食育の推進 学校教育における食育活動として、特別栽培米（有機米）やオーガニックなどの給食を通じて、子どもたちが食べ物や資源を大切に作る心を育みます。 【市：◎ 市民：○ 事業者：-】	継続実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する -：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
②発生・排出抑制の推進		
(ア) 生ごみの発生・排出抑制		
<p>◆生ごみの水切り運動の推進</p> <p>調理クズなどの生ごみには多くの水分が含まれていることから、水切りネットを活用した生ごみの「水切り」運動^{注1}を推進し、家庭や事業所における生ごみの排出抑制に努めます。</p> <p>注1)「水切り」運動とは、ごみを捨てるときに水をきる運動。この運動に加えて、買った食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」を合わせて『3きり運動』と呼ぶ。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	実施	継続実施
<p>◆生ごみたい肥化の推進</p> <p>調理クズなどの生ごみについて、コンポスターなどのたい肥化容器を使用して資源化し、家庭菜園や畑で活用するなど、たい肥化の取組を普及します。</p> <p>【市：○ 市民：◎ 事業者：-】</p>	実施	継続実施
(イ) 食品ロスの発生・排出抑制		
<p>◆食品ロス発生量の現状把握、食品ロス削減推進計画の策定</p> <p>可燃ごみ中の未利用食品や食べ残し等の状況の組成調査、食品ロス発生量の現状を把握するとともに、食品ロス削減推進計画を策定します。</p> <p>【市：◎ 市民：- 事業者：-】</p>	現状把握	策定・計画推進
<p>拡充◆食品ロスの削減推進</p> <p>食材の購入方法見直しについて、情報提供などを通じて家庭や事業活動に伴って発生する食品ロスの発生抑制を図ります。また、食べられるのに破棄されている食品を有効活用するフードドライブ・フードバンクに取り組みます。</p> <p>民間事業者と連携し、店舗からの食品廃棄物を削減するため、てまえどり^{注2}を普及します。</p> <p>注2)「てまえどり」とは、商品棚の手前にある期限の近い商品を積極的に選ぶ購買行動。食品ロスの削減につながる行動の一つ。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	実施	継続実施



◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する -：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
(ウ) プラスチックごみの発生・排出抑制		
◆マイバッグ、マイボトル運動の推進 マイバッグ運動、マイボトル運動を推進し、不要なレジ袋やプラスチックカップ、ペットボトルなどのプラスチックごみの発生・排出を抑制します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	実施	継続実施
拡充◆プラスチック類の発生・排出抑制の推進 詰め替え用品の活用推進、過剰包装、個包装製品の購入やイベント等における使い捨てプラスチック製容器の使用抑制を通じて、プラスチックごみの発生・排出を抑制します。 令和6年4月から開始したプラスチック製容器包装類と合わせて、プラスチック製品の一括回収について、継続実施します。 また、テイクアウト容器などのプラスチック代替品の切り替えについて、店舗と協力し取り組みます。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	実施	継続実施
(エ) 紙類の発生・排出抑制		
◆発生抑制の推進 使い捨て紙製容器の使用抑制や過剰包装の拒否、ペーパーレス化等による紙類の発生・排出を抑制します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
◆再利用の推進 印刷物の両面使用による紙類の再利用を推進します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
(オ) 事業系ごみの発生・排出抑制		
◆事業者向けごみ分別の手引きによる啓発の推進 事業者向けのごみ分別の手引きに基づき、ごみ分別の徹底、ごみ減量化の啓発・指導を行います。 【市：◎ 市民：－ 事業者：○】	継続実施	継続実施
◆特別集積地制度のあり方の見直し 事業所及びアパートから排出されるごみを市が収集する特別集積地制度について、対象者の範囲設定、多量排出事業者の扱い、手数料など制度について見直します。 【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】	検討	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
<p>◆多量排出事業者による減量計画作成の推進</p> <p>多量のごみを排出する事業所に対しては、減量化・再資源化計画の策定、ごみ減量化・再資源化に対する従業員の意識啓発に取り組みます。</p> <p>【市：○ 市民：－ 事業者：◎】</p>	検討準備	継続実施 →
(力) 脱炭素取組の推進		
<p>新規◆ごみの減量化による脱炭素社会の実現</p> <p>ごみの処理や運搬には温室効果ガスの発生が伴います。削減対策においてできるだけごみを減らすことで温室効果ガスを減らし、温暖化対策に取り組みます。</p> <p>小中学生を対象とした環境教育や市民ワークショップを通じて、ごみの減量化から脱炭素社会へとつなげていきます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】</p>	—	実施 →
(キ) その他		
<p>◆手数料見直しの検討</p> <p>家庭系ごみ、事業系一般ごみについて、発生抑制・リサイクルや自己処理、減量化等を推進するため、適切な処理手数料について検討します。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p>	継続実施 →	継続実施 →
<p>◆より環境負荷が少ない市指定ごみ袋の導入</p> <p>市指定ごみ袋の素材技術の向上を図り、従来の強度を保ちつつ軽量化および環境負荷の軽減に取り組みます。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p>	継続実施 →	継続実施 →
<p>新規◆新技術による市指定ごみ袋の開発</p> <p>民間事業者と連携し生産過程で発生する有機物を活用し、環境に配慮した市指定ごみ袋の導入を検討します。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：○】</p>	—	検討・実施 →
③資源化の推進		
(ア) 地域との協働による資源化の推進		
<p>◆集団回収の推進</p> <p>ごみの減量化、資源化及びごみ処理事業者の回収を効率化するため、実施団体に対する助成を行い、集団回収の活性化を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：－】</p>	継続実施 →	継続実施 →

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
(イ) 民間事業者との協働による資源化の推進		
拡充◆小売店での資源回収の実施 民間事業者による古紙類やペットボトル、空き缶、トレイ等資源の店頭回収について、協力店舗に関する情報発信を行うとともに、民間事業者による資源回収の現状把握と搬入受入れに取り組みます。  【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】	実施 →	継続実施 →
◆家電4品目の適正処理 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で定められた家電4品目について、適正なルートでの処理・再生を推進します。 【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】	継続実施 →	継続実施 →
(ウ) 資源特性を踏まえた資源化の推進		
◆食品廃棄物の再資源化の推進 「食品リサイクル法」に基づき、事業者による生ごみの資源化・減量化について啓発や支援を行います。 【市：○ 市民：－ 事業者：◎】	継続実施 →	継続実施 →
◆有害ごみの再資源化の推進 有害ごみ（乾電池、電球、蛍光灯）の収集及び再資源化を行います。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施 →	継続実施 →
◆小型家電・廃家電の回収の推進 小型家電・廃家電について、市内に設置した回収ボックスで回収し、再資源化を行います。 また、回収ボックスで回収できない小型家電・廃家電について、指定日を設けて市内4地区で一括回収します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施 →	継続実施 →

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

3.4.3.適正処理体制構築計画

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
④適正な収集・運搬		
(ア) 適正な分別の推進		
拡充◆分別区分の見直しの推進 各地区ごとのごみ分別区分について、市民ワークショップを通じて市民や事業者などの意見や提案を聴きながら、5Rの促進と効率的な資源化に向け見直します。 【市：◎ 市民：○ 事業者：－】	実施	継続実施
(イ) 適正な排出の推進		
◆排出ルールの徹底の推進 ごみ出しカレンダーの配布や「ごみサポ！」アプリ・広報誌・ホームページでのごみの分別方法等の掲載を通じて、地域での説明会の開催や外国籍の市民を含め分かりやすい排出ルールについて情報発信などを行い、市民や事業者による排出ルールの遵守徹底を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	 実施	継続実施 
◆事業者における廃棄物の適正な処理の推進 事業者に対して、市の許可業者への委託処理、市の事業収集の活用、処理施設への直接搬入による適正処理を求めます。 【市：○ 市民：－ 事業者：◎】	実施	継続実施
拡充◆ごみの排出困難者(高齢者・障がい者)への支援の基盤づくり 今後より一層進んでいく超高齢社会では、ごみ排出困難者がさらに増加すると考えられるため、高齢者・障がい者や外国籍等のごみの排出困難者に対して、地域での支えあいを含めた共助の体制づくりを行います。 【市：◎ 市民：○ 事業者：－】	検討準備	実施
◆農業生産物から発生するプラスチックの適正処理 肥料等のビニール袋や化学肥料から排出される化石系廃棄物について、関係機関と連携して対応します。 【市：○ 市民：－ 事業者：◎】	検討	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
(ウ) ごみ収集施設の適正配置・見直しの実施		
拡充◆拠点回収方式の見直しの推進 拠点回収方式について、ワークショップやアンケートを通じて、高齢化などの地域の実情や新たなニーズを踏まえ、収集業者や民間事業者と連携して、回収場所や収集方法を見直します。また、24時間いつでも搬入できる拠点整備の拡充を図ります。 【市：◎ 市民：○ 事業者：○】	現状把握	実施
(エ) 地域との協働による適正処理の推進		
◆ごみステーション設置補助の実施 ごみステーション設置費の一部について地域に補助を行い、周辺環境に配慮した適切なステーションの普及を図ります。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	継続実施	継続実施
◆地域美化協力金のあり方と環境保全の推進 地域におけるごみステーションの維持管理や除草・清掃活動などに活用している地域美化協力金のあり方について、市民の意見を聴きながら検討します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：－】	検討	継続実施
(オ) その他		
新規◆DXを利用した効率的な収集体制と搬出量の適正な把握 ごみ収集事業者と連携し、収集車にデジタル機器を搭載して、収集ルートの見直しや多量に搬出する事業者への協力を呼びかけます。 【市：◎ 市民：－ 事業者：○】	—	検討・実施
◆イベントのエコ化の推進 市内で開催されるイベントにおいて、ごみの排出削減、分別の徹底などの協力を呼びかけます。あわせて、提供容器のプラスチック代替品について、店舗へ協力を呼びかけます。 【市：◎ 市民：○ 事業者：○】	実施	継続実施
◆市民参加型イベントの開催の推進 資源に対する理解を深める市民参加型のイベント（体験教室やワークショップ、フリーマーケット等）について、情報提供や情報発信などの協力をを行います。 【市：◎ 市民：○ 事業者：○】	実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
新規◆漂流漂着ごみ対策 自治会やボランティア団体などが行う海岸清掃活動を支援します。また、国、県、九頭竜川流域の自治体、民間団体と連携し、河川におけるごみの発生抑制に取り組めます。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】	実施	継続実施
◆観光客ごみの削減の推進 北陸新幹線開業による観光客の増加によって、飲食店・宿泊施設などで観光客が排出するごみの発生量増加が見込まれることから、事業者との協力のもと観光客へのごみ出しマナーの向上や排出抑制を呼びかけます。 【市：◎ 市民：－ 事業者：○】	検討準備	実施
⑤不適正処理・不法投棄対策		
(ア) 不適正処理対策		
◆不適正処理対策の推進 不法投棄や大量の廃棄物を長期間溜め込む不適正保管や廃棄物を焼却する野焼き行為を防止するため、市民、事業者等の啓発や指導を行います。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	実施	継続実施
(イ) 不法投棄対策		
◆不法投棄防止対策の推進 不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視体制を強化します。さらに、不法投棄が判明した場合は、警察への通報、指導・勧告・改善命令等の厳格な対応を行います。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	実施	継続実施
◆ポイ捨てごみ対策の推進 ポイ捨てされたごみは、地域の景観を損なうだけでなく、側溝などを通じて河川に流入し、海に流出することで海洋汚染にもつながります。このため、ポイ捨てしないように意識啓発を行うとともに、市民や事業者の参画によるクリーンキャンペーンや河川クリーンキャンペーン活動を行います。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】	実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない



陸地のごみが海まで流れ
ついていることにビックリ!

◀ 市民による、九頭竜川河口部の清掃活動の様子

3.4.4.危機管理・進行管理計画

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
⑥危機管理		
(ア) 災害廃棄物対策		
<p>◆災害廃棄物処理基本計画の推進</p> <p>地震、浸水被害等の自然災害が発生した際、災害廃棄物の処理を速やかに進めるため、令和6年3月に策定した災害廃棄物処理基本計画をもとに、災害予防対策および災害発生時の適正かつ迅速な廃棄物処理を行います。</p> <p>また、民間事業者等との災害廃棄物処理に係る協定の連携を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【市：◎ 市民：－ 事業者：○】</p>	<p>計画策定・推進</p> 	<p>実施</p> 
⑦進行管理		
(ア) PDCA サイクルの実施		
<p>◆計画事業の進捗状況に対する評価の実施</p> <p>本計画の進捗を定期的に把握するとともに、計画的な進捗が図れているかを評価するため、PDCAサイクルに基づいて計画の進捗を図ります。</p> <p>また、坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める、坂井市廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、計画事業の進捗状況に対する市民、事業者からの意見を聴取します。</p> <p style="text-align: right;">【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	<p>実施</p> 	<p>継続実施</p> 

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない



流木やプラスチック等
たくさんのごみが流れ
ついているね



◀ 九頭竜川河口部の
漂流漂着ごみと
清掃活動の様子

3.5. 各主体の役割

先に示した各施策を展開するにあたっては、市・市民・事業者が協働で取組を進めていく必要があります。このため、各主体に求められる役割と取組例を示します。

■ 市（行政）の役割

市民・事業者の自主的・主体的なごみ減量・資源化への取組を促進するため、各主体間をつなぎ、取りまとめる役割を担うとともに、市民・事業者の自主的な取組を支援していきます。

また、より一層の減量・資源化に向けて、積極的な情報発信や環境教育に取り組むとともに、分別方法や効果的なごみの回収方法などの検討を行い、環境負荷低減を考慮した、安全・安心な適正処理を推進していきます。

取組例

- ・環境に関する講座やイベント、清掃活動、減量化の取組等について、広報等を通じて情報を発信する
- ・脱炭素ロードマップの推進に向けた廃棄物の脱炭素化対策を図る
- ・スーパー等店頭回収について、周知・協力・普及に努める
- ・地域の実情を踏まえ、ごみの分別・排出方法を検討する
- ・市民や事業者に分別・排出ルールを周知する
- ・高齢者などごみの排出困難者の増加を見据え、回収場所の見直しや地域における共助の体制づくりの支援を行う
- ・DXを活用した効率的なごみの収集体制と搬出量の適正な把握を行う
- ・ワークショップなどを開催し、地域の現状把握に努めるとともに、地域における課題共有や課題解決に向けた取組の支援を行う
- ・県や九頭竜川流域の自治体と連携し、漂流漂着ごみについて広く周知を図るとともに、海岸清掃活動などの支援を行う
- ・市民ボランティアやまちづくり協議会で環境に取り組んでいる活動の支援を行う
- ・不法投棄やポイ捨ての防止について、広報等で呼びかける 等



廃材や海ごみを集めたおもちゃづくり、省エネに関するクイズや教室など、地球温暖化について、たくさん子どもたちに体験学習してもらいました。

◀ さかいこどもエコひろばの様子
(環境に関する子ども向けイベント)

■ 市民の役割

ごみ問題に対する意識を持ち、ものの消費者・ごみの排出者としての責任を自覚し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に重点を置いた環境に配慮したライフスタイルに転換します。

また、発生したごみの分別の徹底と資源集団回収や民間資源回収を活用した再生利用（リサイクル）に積極的に協力するなど、自主的・主体的に取り組みます。

さらに、レジ袋などごみになるものや不要品をもらわない・買わないよう（リフューズ）に努めるとともに、壊れたものをすぐに捨ててしまうのではなく、修理（リペア）できないか考えて、できるだけ長く使用します。

取組例

- ・環境教育並びに市民ワークショップ、環境に関する講座やイベント、町内の清掃活動等に参加する
 - ・生ごみの水切りやたい肥化を行う
 - ・食べ物や資源を大切にす
 - ・マイバッグ、マイボトルを使用する
 - ・不要・過剰なレジ袋や包装は断る
 - ・購入前に、必要なものか、適切な量か、ごみになった時の処分方法をよく考える
 - ・適切な分別と資源化を行う
- 等

■ 事業者の役割

排出者としての責任を自覚し、発生抑制、再使用、リサイクルの推進やごみの分別排出を徹底します。そして、再使用品や再生品を利用するなど、環境に配慮したビジネススタイルに転換し、積極的にごみの減量・資源化に取り組みます。

また、ものの生産・使用・廃棄などの過程において、資源やエネルギーの消費量削減に努め、製品の耐久性の向上や回収・リサイクルルートの確保等に取り組みます。

取組例

- ・環境に関する講座やイベント、清掃活動に参加する
 - ・プラスチックの使用抑制、再資源化に取り組む
 - ・ペーパーレス化を図り、紙の使用を抑える
 - ・適切な分別と資源化を行う
 - ・排出したごみは適切に管理する
 - ・有害ごみは適切に処分する
 - ・地球温暖化対策に取り組む
- 等

2022年度坂井市ストップ温暖化対策授業報告

ストップ温暖化対策授業とは
地球温暖化を解決するために、シティズンシップ力の成長を
めざして坂井市内全ての小学校で取り組む出前授業です。

寄附市民画展提案事業

坂井市から皆さんへ

気候危機を解決していくためには皆さんのような市民、
社会などの事業者、そして市役所のそれぞれが、自分たちに
できる地球温暖化対策を実施していくことが重要です。
身近な地球温暖化対策の取り組み「買い選択(例えば、
地産地消)」のことを「COOL CHOICE」といいます。みんなが
「COOL CHOICE」を推進していくことで、坂井市にとって
明るい未来がひらかれると期待しています。
また、再生可能エネルギーの利用を通して、持続可能な
循環型社会づくりにつながるため、太陽光や木質バイオマス
などエネルギーの地産地消を目指していく必要があります。
そして、このような取り組みがSDGsの達成につながっ
ていきます。
「坂井市の未来」は、「皆さんの未来」です。
今から、気候危機の解決について、みんなで一緒に考え、
取り組んでいきましょう。

未来の世代へ 気候クライシスのためにチャレンジ!

2022年度実施校 三国地区5校の6年生
雄島小学校、三国西小学校、三国北小学校、
三国南小学校、加戸小学校(計171名)

授業の流れ

Step 1

1 坂井市 未来の世代へ気候クライシス(危機)のためにチャレンジ!
SUSTAINABLE GOALS
2022年 月 日 小学校

2 事前セルフチェック
セルフチェックシート

3 NHK動画視聴

4 基礎講座

5 ワークわたしの気持ち

6 SDGsクイズ

7 チャレンジシート&副読本

8 省エネの工夫さがし

副読本(2021年度作成)

Step 2

1 照度をはかってみよう
照度って何? 照度計で測ろう!

2 チャレンジの結果

3 チャレンジのふりかえり
チャレンジをふりかえてみよう!

4 ダイヤモンドランキングを作って発表

5 チャレンジプレゼントは熱中症予防カード

6 事後セルフチェック&ふりかえり

7 最後のまとも

未来の世代へ気候クライシスにチャレンジ!
シティズンシップ3つの力でパートナーシップを築け!
知る × 想う × スキルを持つ
そして、
→ 行動する!

全体ふりかえりシートから

今まで地球温暖化のことを知っていたけど、
まだ大丈夫でしょ!という考えが少し
あって、今改めて考えてみるとすごいこと
になっていたのがびっくりしました。

防災グッズをチェックして足りない
ものを家族と協力してそろえることが
できました。

地球温暖化によって困っている人たちがいる
から、その人たちを少しでも減らすために
これからも考えて行動していきたいです。

この授業でわかったことは、一人だけががんばる
んじゃなく、みんな一人一人ががんばる
ことが大事という気持ちに変わりました。

今日はどんな授業をするのだろう
と思っていたけれど、授業が始まると
話し合いが楽しかったり、地球温暖化に
ついてみんなと話し合い考えることが
できたり、とても楽しい気持ちになりました。

わが家の電気や水のお金を
確認してみました。
するとやっぱり7月8月は
水を使う量がとても多くな
っていたため、減らす
工夫を考えました。

セルフチェックシート結果

授業の前と後に記入したセルフチェックシートをもとに、
どのような力がびたのか調べました。また、内発的動機
づけのための3要素の変化も調べました。

コンピテンシーの変化(三国地区各校クラス)

内発的動機づけ3要素の変化

ユネスコによる8つの力

全ての力がバランス良く伸びて、内発的にも動機づけられ、意欲が高まったことがわかりました。

今後の予定

4年間かけて坂井市をまわるよ!

2023年度 丸岡地区
2024年度 春江地区
2025年度 坂井地区

シティズンシップ教育とは
個人が自己を守りながら自己実現をめざし、よりよい社会の実現のために積極的に関わろうとする資質を育む教育です。